

●香川県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、平成19年4月1日から次の表の左欄に掲げる者に当該右欄に掲げる香川県教育委員会の権限に属する事務を委任した。

平成19年4月6日

香 川 県 教 育 委 員 会

左 欄	右 欄
政策部長	1 香川県文化会館及び香川県歴史博物館の管理運営に関する事務（重要なものに限る。）
文化振興課長	1 香川県文化会館規則（昭和41年香川県教育委員会規則第7号。以下「文化会館規則」という。）第12条第1項第3号に規定する常設展示室観覧料の減額の必要がある者を決定すること。 2 香川県歴史博物館規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号。以下「歴史博物館規則」という。）第12条第1項第3号に規定する観覧料の減額の必要がある者を決定すること。
香川県文化会館長	1 文化会館規則第3条第3項に規定する開館時間の変更 2 文化会館規則第4条第2項に規定する休館日の変更及び設定 3 文化会館規則第5条に規定する利用の許可に関すること。 4 文化会館規則第6条に規定する利用の許可の変更に関すること。 5 文化会館規則第7条に規定する利用の中止の届出の受理 6 文化会館規則第8条に規定する利用の許可の取消し及び利用の停止の命令に関すること。 7 文化会館規則第9条に規定する入館の拒否及び退館の命令に関すること。 8 文化会館規則第10条に規定する使用料の還付に関すること。 9 文化会館規則第11条に規定する常設展示室観覧料の免除に関すること。 10 文化会館規則第18条に規定する香川県文化会館協議会の招集に関すること。 11 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の使用の許可に関すること。 12 文化会館規則に定めるもののほか、香川県文化会館の管理運営に必要な事項を定めること（政策部長の項に定めるものを除く。）。
香川県歴史博物館長	1 香川県歴史博物館条例（平成11年香川県条例第6号）第4条に規定する利用の許可及び利用の許可の変更に関すること。 2 歴史博物館規則第3条第3項に規定する開館時間の変更 3 歴史博物館規則第4条第3項に規定する休館日の変更及び設定 4 歴史博物館規則第8条に規定する利用の中止の届出の受理 5 歴史博物館規則第10条に規定する使用料の還付に関すること。 6 歴史博物館規則第11条に規定する観覧料の免除に関すること。 7 歴史博物館規則第13条に規定する利用の許可の取消し及び利用の停止の命令に関すること。

- 8 歴史博物館規則第14条に規定する入館の拒否及び退館の命令に関する
こと。
- 9 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の使用の許可に関
すること。
- 10 歴史博物館規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に必要な事項
を定めること（政策部長の項に定めるものを除く。）。